

## 事業者用

# くりりんセンターにごみを搬入する際の分別方法

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条では、『事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない』と定められています。

くりりんセンターに搬入できる廃棄物は、「一般廃棄物」と「あわせ産業廃棄物」です。

## 1. 一般廃棄物及び搬入可能な廃棄物

事業系一般廃棄物とは、産業廃棄物以外のものです。

### くりりんセンターでの分別方法及び搬入制限

#### ①燃やすごみ

種類	廃棄方法	量制限
紙類（書類・紙屑・蟬引き及び汚れたダンボール）	・ファイルの金属は事前に外す ・乾燥及び焼却しやすいようにする ・長さ1m以内	
生ごみ		1日1回 1,000kg以内
貝殻		1日1回 200kg以内
布類（衣類）		
木（枝・木箱・木材）	長さ1m以内、太さ5cm以内 木箱は魚箱程度の大きさまで	1日1回 1,000kg以内
草		1日1回 1,000kg以内
布団		1日1回 20枚

#### ②燃やさないごみ・大型ごみ

種類	廃棄方法	量制限
プラスチック製弁当容器 ペットボトル 飲料水の缶 飲料水の瓶	（従業員が個人で購入し飲食等で排出したものに限る）軽く洗浄する アルミ缶・スチール缶に分別する	瓶 1日1回 300kg以内
木（細い枝は可燃にする） 木製大型ごみ	太さ5cm以上20cm以内・長さ2m以内	1日1回 1,000kg以内
畳 じゅうたん カーペット	建設業に伴う工作物の新築・改築除去に伴って排出される廃棄物は産業廃棄物です	畳 1日1回 20枚

#### ③搬入制限があるもの（1日1回の搬入量）

種類	量制限	注意事項
蛍光管（40W以下）	50本	（蛍光管にビニール・ガラス管がかぶっている物は取り除く）
蛍光管（40Wを超える物）	25本	
水銀ランプ	10個	
乾電池	200kg	充電式電池及びボタン電池はリサイクル協力店へ （工事用電池は被覆部を取り除く）

※搬入数量については、くりりんセンターの処理状況により変更することがあります。

#### ④その他 くりりんセンターに搬入できる廃プラスチック

- ・病院等で入院患者が排出するもの
- ・列車・観光バス等の乗客が排出するもの
- ・公共美化のために設置したごみ箱から排出されるもの
- ・一般廃棄物との複合品で分離できないもの

一般廃棄物処理料金  
10kgごとに **170円**

## 2. くりりんセンターで処理することができる『あわせ産業廃棄物』

取扱分類	内容及び受入れ基準	例	主な業種
燃えがら	安定無害化したもので含水率80%以下のものに限る 搬入量制限 1日1回200kg以内	公衆浴場等の燃えがら	全事業者
紙くず	パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る）、出版業（印刷出版を行うものに限る）、製本業及び印刷物加工業に係るものに限る		新聞業 出版業 製本業 印刷加工業
木くず	木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む）、パルプ製造業及び輸入木材の卸売業に係るものに限る 木製パレット及びリース業から排出される木製品 搬入量制限 1日1回1,000kg以内	廃木材 おがくず 木製パレット 梱包材	木製品製造業 家具製造業 全事業者の木製パレット等
繊維くず	繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く）に係るものに限る	木綿くず 羊毛くず 麻くず	繊維工業 紡績業 織物業
動植物性残渣	食料品製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不用物で前処理したもの 搬入量制限 1日1回1,000kg以内		食品製造業 食品加工業
ガラスくず及び陶磁器くず	搬入量制限 1日1回300kg以内	飲食店等の食器 酒屋の瓶 歯科技工所の石膏	全事業者

※あわせ産業廃棄物の処理は中小企業事業者を対象とするものです。

くりりんセンターで処理を希望する事業者は、事前に届出を行ってください。

※いずれも、建設業に伴う工作物の新築・改築・除去に伴って排出されるものは搬入できません。産業廃棄物処理業者での処理となります。

※PCBが染み込んだものは搬入できません。

### 3. 処理除外物

- ①動物の死体
- ②液体状のもの及び内容物が入ったもの
- ③特別管理一般廃棄物（病院等から排出される血液の付着したガーゼや包帯など）
- ④その他処理が困難なもの

### 4. 処理料金について

☆一般廃棄物 10kgごとに **170円**

☆あわせ産業廃棄物

・あわせ産廃不燃物 10kgごとに **182円**

・あわせ産廃可燃物 10kgごとに **173円**



5. 開館日 月曜日～土曜日 午前9時～午後5時まで

6. 休館日 日曜日・海の日・体育の日・12月31日午後～1月2日

7. お問い合わせ 十勝環境複合事務組合 くりりんセンター

**TEL0155-37-3550**